

# 令和3年度 福祉・介護の職場体験事業実施要領

## 1 目的

学生や一般県民を対象に、福祉・介護の仕事への関心を高め、就職や転職の動機付けの機会を増やすことを目的として、職場体験を積極的に受入れする施設・事業所を募集し、職場体験受け入れに要する経費を支払う。

## 2 補助対象法人（施設・事業所）

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられている施設・事業所。ただし、公的機関を除く。

## 3 職場体験対象者

- (1) 学生（中学校、高校、専門学校、大学等）
- (2) 一般県民（福祉・介護の仕事に関心のある方、就職希望者等、福祉・介護の経験を問わずどなたでも参加可とする）

## 4 職場体験の実施内容等

### (1) 実施会場

当該施設、事業所において実施する。

### (2) 体験期間等

①法人もしくは施設・事業所が計画、または本人が希望する日程。

※日程は、体験者と施設・事業所との双方の合意により、体験期間等を変更することも可能とする。

②1日の体験時間は、原則9時～16時までの時間内で、2時間以上とする。

### (3) 体験内容（プログラム）

体験内容は、体験者の希望等を考慮し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力ある職場を理解していただけるよう以下内容（プログラム）をふまえたものとする。

①施設・事業所の概要

②施設・事業所の見学

③職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答等）

④利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）

⑤日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）

※①～③は、必ずプログラムに盛り込むこと。④～⑤は、利用者の身体、障がいの程度を考慮し、各施設・事業所に対応可能な範囲で実施するものとする。

### (4) 参加費について

体験者の参加費については、無料とする。

### (5) 募集方法について

体験者の参加募集は、申請する法人もしくは施設・事業所において行う。

### (6) アンケートの記入

体験終了後、体験者に対しアンケート（様式5）を実施すること。

## 5 費用・支払

受け入れに要する経費（以下、「受入費用」という。）は県社協が負担し、体験事業終了後の報告を確認の上、下記の金額を支払う。

### (1) 受入費用：1人1日あたり 5,000円

- ①「4 職場体験の実施内容等（3）」に基づくプログラムを終了した体験者。
- ②同一人物が当該年度に複数日参加の場合は、15,000円（3日分）を上限とする。

### (2) 支払上限：1法人あたり 150,000円

同一法人内の事業所で市町村をまたぐ複数箇所で実施する場合に限り、事業所ごとに申請することを認める。なお、総額予算に対する執行状況によっては上限額の限りではない。

## 6 申請及び実績報告等

### (1) 事業計画書の提出

職場体験事業を実施する法人もしくは施設・事業所は以下の書類を提出すること。

- ①事業計画書（様式1）
- ②体験プログラム

### (2) 受入費用の交付決定

(1)の事業計画書の内容を審査した上で受入費用交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

### (3) 定期報告

体験期間中の各月の体験者数内訳を翌月5日までに月次報告書（様式2）により報告すること。

### (4) 体験実施後の報告等

事業終了後、以下の書類を速やかに提出すること。

- ①実施報告書（様式3）
  - ア 年次報告書（様式2-別紙1）
  - イ 終了者名簿（様式3-別紙1）
  - ウ 体験プログラム（日程、時間、会場、担当職員名の記載があること）
  - エ 募集案内、体験者に配布した資料
  - オ アンケート（様式5）
- ②受入費用請求書（様式4）

### (5) 変更届の提出

- ①決定交付通知に記載された内容に変更が生じた場合は速やかに変更申請書（様式6）を提出すること。
- ②体験期間中に当該事業の申請を取り下げの場合は速やかに中止申請書（様式6）を提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 施設・事業所は新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染防止のため、体験者への事前指導等の対策に努めること。
- (2) 万一の事故に備え、施設・事業所の責任において体験者に対する保険等に加入すること。
- (3) 「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生及び福祉養成校や各種資格（介護職員初任者研修等）取得のための実習生の受け入れ、中学校、高等学校等の教育機関が実施する職場体験事業、その他の助成金、補助金を受け実施する事業の参加者については本事業の対象にはならない。